

この誓約書について

- 「第 11 回スポーツデータ解析コンペティション」申込みとそれに伴う誓約書

に署名及び捺印の上、ポータル上にご提出ください。

参加メンバーのサインはポータルページ上でご記入ください。

申込完了時に付与された整理番号も必ずご記入ください

本年度は郵送ではありません。

ポータルページよりスキャンした **PDF** をアップロードしてください。

データは申込書・誓約書の内容を確認し次第、ポータルページよりダウンロード可能になります。

「第11回スポーツデータ解析コンペティション」申込とそれに伴う誓約書

(以下「乙」という。)は、日本統計学会スポーツデータサイエンス分科会、情報・システム研究機構 統計数理研究所が主催するスポーツデータ解析コンペティション実行委員会および協賛者であるデータスタジアム株式会社、日本ペイントホールディングス株式会社、公益財団法人日本ゲートボール連合、公益財団法人日本ソフトテニス連盟、公益財団法人全日本柔道連盟・科学研究部、株式会社セガ(以下「甲」という。)によって開催される「第11回スポーツデータ解析コンペティション」参加に伴い、次の各条を遵守することを誓約します。

第1条 (定義)

本誓約において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 コンペティション:甲が令和3年7月30日から令和4年3月31日の期間で開催する「第11回スポーツデータ解析コンペティション」をいう。
- 2 データ:乙が「第11回スポーツデータ解析コンペティション」に参加することに伴い、甲より乙に対して貸与されたデータをいう。
- 3 研究メンバー:甲所定の「第11回スポーツデータ解析コンペティション参加申込書」に記載された研究メンバーをいう。
- 4 機密情報:甲から開示された資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、機密である旨表示されたもの、甲から口頭で開示された情報であって開示前後に甲から機密である旨の指定がなされたものをいう。

第2条 (データの取扱)

- 1 乙は、甲が乙に貸与するデータを機密として保持するものとし、乙の研究メンバーに利用させる場合を除き、データを第三者に一切開示しない。ただし、利用には、データのコピーも含むものとする。
- 2 乙は、前項の機密保持義務を乙の研究メンバーにも遵守させる。

第3条 (データの利用)

乙又は乙の研究メンバーは、甲が貸与したデータをコンペティションの分析にのみ利用し、書籍等の二次利用や営利目的での利用はしない。ただし事前にデータ提供元であるデータスタジアム株式会社または日本ペイントホールディングス株式会社、公益財団法人日本ゲートボール連合、公益財団法人日本ソフトテニス連盟、公益財団法人全日本柔道連盟・科学研究部、株式会社セガが書面にて許諾した場合を除く。

第4条 (機密保持)

- 1 乙は、コンペティションに参加するにあたり、甲から受領した機密情報を機密として保持する。
- 2 乙は、機密情報を善良なる管理者の注意をもって保持するものとし、コンペティションの分析で乙の研究メンバーに使用させる場合を除き、機密情報を第三者に開示しない。
- 3 本条に定める乙の義務は、コンペティションが終了した後も継続する。

第5条 (コンペティション終了後のデータの破棄)

乙は、甲によりデータの継続利用が認められた場合を除き、コンペティション終了後、貸与されたデータを電子メディアにコピーしている場合は、そのコピーを破棄・削除する。また貸与されたデータを削除したことを証明する書類を甲に提出する。

第6条 (研究成果の公表)

- 1 乙は、コンペティションの活動によって得られた研究成果を研究発表および論文等で公表する場合、事前に甲の承諾を得る。
- 2 乙は、研究成果を公表する際には必ず、「データ提供:データスタジアム株式会社」など、データに関する適切な提供元の著作権表示を行う。
- 3 乙は、研究成果を公表する際(学会時の発表を含む)には必ず、「情報・システム研究機構 統計数理研究所 医療健康データ科学研究センターの支援を受けている」など、適切な謝辞表示を行う。

第7条 (権利の帰属)

- 1 データに含まれる著作物の著作権、アイデア、ノウハウ、商標その他知的財産権の一切の権利は甲に帰属するものとする。
- 2 甲が乙の研究成果を用いて事業活動を行うことを、乙は無償で許諾する。
- 3 乙は研究成果を必ず甲へ提供する。
- 4 乙に許諾された権利の行使に関連して、乙が第三者から著作権またはその他の知的財産権の侵害、製造物責任その他を理由とする請求、警告、訴えの提起等を受けた場合、甲は、当該請求等に関し、何らの責任も負わないものとする。

第8条 (損害賠償)

- 1 乙又は乙の研究メンバーの責に帰すべき事由により、甲に損害が生じた場合、乙は乙の責任において甲及び甲へのデータ提供者に対し一切の損害を賠償する。
- 2 前項の損害には、甲及び甲へのデータ提供者が乙に対し履行を求めるために必要な一切の費用、訴訟に関する弁護士費用の相当額が含まれる。

第9条 (権利義務譲渡の禁止)

乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、本誓約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡しない。

本書面記載の「誓約書」を確認のうえ、
同意・承認いたしましたので署名・捺印いたします。

令和 年 月 日

氏名

